

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

シオノギグループ(以下、当社グループ)は、経営理念である「基本方針」のグローバルでの具現化に向け、コーポレート・ガバナンス体制を整備してまいりました。本邦において適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードの趣旨に則り、「コーポレート・ガバナンス」を、会社が株主をはじめ顧客・従業員・地域社会などの立場を踏まえた上で透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みと定義し、最良のコーポレート・ガバナンスを実現させるために取締役会におきまして「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」を制定いたしました。

シオノギ(以下、当社)は、「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に基づき、株主に対する受託者責任およびステークホルダーの皆さまに対する責務を果たし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」URL: <https://www.shionogi.com/jp/ja/company/cg/basic.html>

基本的な考え方・方針

当社グループは、経営理念である「基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品を継続的に創製・開発・供給し、その適正使用の推進を通じて世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することが社会的使命であると認識しております。

コンプライアンスの徹底を図り、この使命を果たしていくことが持続的な企業価値の向上につながるという確固たる信念の下、ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を通じて、事業環境の変化に対応し続けるために必要な施策を講じ、透明で誠実な経営を実践してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外役員のみを構成員とする会合を開催しておりませんが、常勤監査役主催の社外役員情報交換・学習会を年2回開催し、医薬品業界や当社グループに関する情報を提供するとともに、社外役員間及び社外役員と経営幹部との連携を図っており、独立社外取締役は取締役会にて積極的に議論されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

方針

経済合理性及び戦略妥当性の2つの観点から、当社グループの企業価値を高め、持続的な企業価値の向上に資すると判断される場合のみ、当該企業の株式を保有します。また、それ以外の株式については、株価や市場動向等を考慮して売却してまいります。

2019年度は相互合意の下、政策保有株式を8銘柄売却いたしました。

保有の適否の検証

毎年、取締役会にて個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益・リスク、資本コスト等を総合的に検証し、保有の要否を判断しております。また、検証結果を開示してまいります。必要に応じて、提案の内容等について発行会社と対話してまいります。

議決権行使基準

当社グループは、投資先企業の企業価値及び株主価値の毀損に影響を与えうる事象の有無を確認し、議案を精査のうえ賛否を判断し、議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社グループは、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、取締役会でその取引内容を十分に審議した上で承認し、適切な手続きをもってその取引が実行されることを確認してまいります。

【原則2-6 企業年金 アセットオーナーとしての機能発揮】

当社は将来の給付原資を安定的に確保することを目的に運用しており、経理財務部、人事部からの人員にて構成される年金資産運用委員会を通じて、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて資産構成割合を見直しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念

当社グループは、「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」という、企業活動の目的を1957年に制定された「基本方針」の冒頭に掲げております。これは未来永劫にゆるぎない経営理念であり、当社グループのあるべき姿や社会的存在価値を示すものです。この「基本方針」をグローバルに具現化するため、当社グループで働く全従業員の活動のあり方を表す「行動方針」を制定し、日々の活動の規範としてまいりました。

このたび当社グループは2030年のビジョンを策定しました。当社グループが2030年に成し遂げたいビジョンは「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」ことです。急速な外部環境の変化に対応するために、従来の医療用医薬品を中心に提供する「創薬型製薬企業」から、ヘルスケアサービスを提供する「ヘルスケアプロバイダー」へと自らを変革し、社会に対して新たな価値を提供し続けていくことで、患者さまや社会の抱える困り事をより包括的に解決したいと考えております。そのためには、創造力と専門性をベースとした創薬型製薬企業としての強みをさらに進化

させ、ヘルスケア領域の新たなプラットフォーム構築に向けて、異なる強みを持つ他社・他産業から選ばれる「協創の核」とならねばなりません。これらの環境変化を鑑み、新たなビジョンの達成に不可欠な価値観として従来の行動方針を見直し、5つの「バリューズ」を特定しております。

当社グループは、「基本方針」及び新たに策定した「ビジョン・バリューズ」に基づいた活動を通じて、患者さまとご家族、医師、薬剤師をはじめとする医療関係者の方々、株主や投資家の皆さまならびに社会全体に貢献してまいります。

加えて、当社グループのすべての役員・従業員が、1998年に制定された「行動憲章」の精神を具体的行動として実行し、また経営層は自ら率先垂範しこの憲章の周知・徹底に責任を負うとともに、実効ある社内体制を確立してまいります。

「基本方針 (Heritage)、Vision、Values」URL: <https://www.shionogi.com/jp/ja/company/business/policy.html>

「行動憲章」URL: <https://www.shionogi.com/jp/ja/company/business/constitution.html>

「中期経営計画STS2030(2020～2030年度)」URL: <https://www.shionogi.com/jp/ja/company/strategy/sts2030.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書の「II. 1. 取締役報酬関係」に記載しております。

(4) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は以下のとおりです。

方針

取締役による業務執行に対する監督機能の充実に図り、経営の透明性を高め、公平性の高い経営を進めることができるよう、会社業績及びコンプライアンス状況等に加え、多様性の観点から、以下の考え方に基づき、取締役候補者を選任する方針です。なお、社外取締役の選任に当たっては、当社が定めた「要件」及び「独立性判断基準」により候補者を決定しております。

取締役会の構成

- ・(独立)社外取締役を半数以上とします。
- ・経営に関する経験、法務・財務などの専門的知識、医学・薬学的見地など様々な要素を考慮します。
- ・性別、年齢、国籍、技能等の多様性の確保にも配慮します。

なお、取締役の職務執行に不正または重大な法令違反などがあり、当社グループに多大な損失を生じさせた場合、もしくは業務に支障をきたす事象が生じた場合は、十分に調査した上で取締役会において代表取締役及び役付取締役の任を解くとともに、株主総会における取締役解任の手続きを進めてまいります。

手続

独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、取締役会にて候補者が決定されます。

取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は以下のとおりです。

方針

監査役は、公正かつ客観的な立場から、適切に意見を述べることができ、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者であり、かつ取締役の職務執行の監査(業務監査)、会計に関する監査(会計監査)を遂行することから、その役割・責務を果たす上で必要と考えられる経営者の経験を有している者、法務に関する知識を有している者、財務・会計に関する適切な知見を有している者を監査役候補者として指名する方針です。なお、社外監査役の選任に当たっては、当社が定めた「要件」及び「独立性判断基準」により候補者を決定しております。

手続

独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、監査役会の同意のもと取締役会にて候補者が決定されます。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の指名についての説明

取締役・監査役候補の指名を行った際の個々の選任・指名理由は以下のとおりです。

取締役

1 手代木 功 代表取締役社長

手代木功氏は、2008年に代表取締役社長に就任後、第3次中期経営計画達成に向け、グローバル研究開発、欧州・アジアへの海外事業展開を推し進め、世界で戦える創薬力とロイヤリティ・ビジネスモデルの進化により、中長期的な収益基盤を確保いたしました。また、2014年度に策定した中期経営計画「Shionogi Growth Strategy 2020 (SGS2020)」も、その定量目標を順調に達成したことから、2016年10月にSGS2020のUpdateを行いました。その中では、成長性、効率性及び株主還元の見地から新たな定量目標を設定しておりますが、この目標についても利益面を中心に前倒しで達成しております。「創薬型製薬企業として社会とともに成長する」ための取り組みを強化・推進していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2 澤田 拓子 取締役・副社長

澤田拓子氏は、2015年に取締役に就任後も、専務執行役員、上席執行役員 兼 経営戦略本部長として中期経営計画「Shionogi Growth Strategy 2020 (SGS2020)」を進行させ、2016年10月のSGS2020のUpdateの策定においては中心的な役割を果たしております。2018年4月に副社長に就任し、現在ヘルスケア戦略部門、経営戦略部門及び医薬事業部門等を監督しております。更なる経営の強化と多様性(ダイバーシティ)の推進を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3 安藤 圭一 社外取締役・独立役員

安藤圭一氏は、金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見を有するとともに、企業経営者として、当時、岐路に立たされていた関西の空港運営事業について、国、大阪府・大阪市と非常に難易度の高い調整を適切に取りまとめ、現在の関西経済をけん引する関西エアポート株式会社の礎を築かれた経験・識見等を有されております。このことから、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、取締役会におきまして、重要な経営資源である資産の活用、人材育成の観点から質問・意見を多く出され、また、予算の立案・管理や投資を含めた資本政策などについて、的確なアドバイスをいただいております。

4 尾崎 裕 社外取締役・独立役員

尾崎裕氏は、関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織経営に関する豊富な実務経験と幅広い知識を有するとともに、大阪商工会議所の会頭に就かれており、大阪・関西の成長力強化に向け、2017年度から中期計画を策定・推進されております。また、中期計画の中ではライフサイエンス産業の振興に注力されております。これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお取締役会におきまして、当社のビジネスやマーケティングに関する助言や提携に関する問題提起など、明確な指摘や支援の発言を多くされております。

5 高槻 史 社外取締役・独立役員

高槻史氏は、会社経営に関与したことはありませんが、国際企業法務に携われてきた弁護士の立場で、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

監査役

1 岡本 旦 常勤監査役

岡本旦氏は、経営支援センター長、人事部長など管理系の組織長を歴任し、経営管理に精通しており、直近では内部統制部長として当社のコーポレート・ガバナンスの充実と内部統制システムの整備・運用に携わってきた経験を活かし、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行について、適切に助言いただいております。このことから、監査役の職務遂行に適した人格・識見を有していると判断し、2015年の定時株主総会において監査役に選任しております。

2 加藤 育雄 常勤監査役

加藤育雄氏は、当社の開発研究所長、子会社の代表取締役社長・会長を歴任し、研究・開発に精通しているだけでなく、企業経営に関する識見を有し、監査役として独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行について、適切に提言・助言いただいております。このことから、監査役の職務執行に適した人格・識見を有していると判断し、引き続き、監査役として選任をお願いするものであります。

3 藤原 崇起 社外監査役・独立役員

藤原崇起氏は、阪急阪神ホールディングス株式会社取締役及び阪急阪神ホールディングスのグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見に基づき、取締役の職務の執行状況について幅広い見地から監査を行っていただけると判断し、2018年の定時株主総会において社外監査役に選任しております。なお、取締役会・監査役会におきまして、豊富な実務経験や幅広い識見に基づき、主にコンプライアンスや人事労務についての的確なアドバイスをいただき、取締役の職務の執行状況について幅広い見地から適切に提言いただいております。

4 藤沼 亜起 社外監査役・独立役員

藤沼亜起氏は、財務・会計の高度な専門性を有し、日本公認会計士協会会長、相談役の要職及び数多くの公職にも就かれるとともに、社外取締役、社外監査役としても豊富な経験や幅広い識見を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの公認会計士としての豊富な実務経験を踏まえ、財務・会計の視点でより質の高い当社の監査を行っていただけると判断し、2019年の定時株主総会において社外監査役に選任しております。

5 奥原 圭一 社外監査役・独立役員

奥原圭一氏は、公認会計士の資格を有し、財務・会計の高度な専門性を有しております。また、昨今同業または異業種との提携が重要視されている社会環境の中において、日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役としての経験などから変化の激しいビジネス環境に応じた監査を行っていただけると判断しております。このことから、社外監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行の妥当性について、当社の監査に反映していただくことを期待し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社グループは、事業環境にタイムリーに対応し機動的かつ柔軟な経営業務を行うため、執行役員制度を導入し、経営と業務執行の分離を図っております。

取締役会は法令または定款で定められた事項のほか、重要な事業計画、一定額以上の投融資及び固定資産の取得・処分など、取締役会規則に定めた決議事項について意思決定しており、取締役会規則に定められている決議事項以外は、執行役員を中心とする経営陣に業務執行に関する重要事項の意思決定を委任しております。

取締役会における決議事項及び報告事項の見直しを行い、2016年度から経営陣に対する委任の範囲を拡大するとともに、業務執行に関する報告事項を具体的に明示することで取締役会の監督機能の強化を図っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

取締役の業務執行に対する監督機能の一層の充実を図り、経営の透明性を高め、社外の視点からもステークホルダーに対して公平性の高い経営を進めるため、半数以上の独立社外取締役を選任する方針です。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

独立社外役員の独立性判断基準については、本報告書の「II. 1. 【独立役員関係】」に記載しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続については、本報告書の「I. 1. 【原則3-1 情報開示の充実 (4)】」に記載しております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役・監査役の兼任状況につきましては、本報告書の「II. 1. 【取締役関係】及び【監査役関係】」に記載しております。なお、取締役・監査役の兼任数はその役割・責務を果たすことができる合理的な範囲と考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

2019年度の取締役会全体の実効性について、当社が制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に基づく「6. 取締役・取締役会(1)体制、(3)役割・責務、(6)運営」を中心に、各取締役・監査役に対してアンケート及びヒアリングを実施し、取締役会におきまして分析・評価いたしました。

その結果の概要は以下のとおりです。

1. 体制について

専門性や経験を含む様々な要素及び多様性の観点から、現時点で必要な体制は確保されていると評価しておりますが、将来に向けた課題として、更なる多様性及びサクセッションの観点から、外国籍の取締役の選任、次期後継者候補の選任の必要性などが挙げられました。

継続して、事業展開の状況を踏まえながら、更なる体制の強化を検討してまいります。

2. 役割・責務について

経営幹部の育成状況に関する報告及び経営幹部の育成状況の監督について、継続して社外役員・社長意見交換会にて報告し、意見交換を行いました。また、「コンプライアンス活動状況について」を年2回報告し、取締役会で意見をいただきました。

今後の課題として、中長期的計画に関する議論、経営幹部の育成状況として選出過程や育成経過の更なる説明・議論、及びESGについての報告内容などの充実が挙げられました。

引き続き、取締役会の役割・責務の充実に向けて検討してまいります。

3. 運営について

昨年度の課題であった取締役会での審議のさらなる活性化について、製菓企業を理解するための基本的な情報を提供するとともにレクチャーを実施し、取締役会の議題における事前説明を定例で開催いたしました。

また、摂津工場の見学を実施いたしました。さらに、取締役会規則を改定し、決議案件の進捗報告の実施体制を整えました。

今後の課題として、これまでに実施した事業所以外の現場見学実施の検討及びさらなる議論充実のための取締役会の時間確保について意見が出されました。

引き続き、取締役会の運営の充実に向けて検討してまいります。

以上、当社取締役会は、適切に運営されており、実効性は確保されていると評価しております。本評価結果を踏まえ、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に改善を進めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要な知識習得の場、事業・財務・組織等の経営情報などを提供する場を随時設け、忌憚のない意見・提言ができるよう取り組んでおります。加えて、必要に応じてトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。

2019年度は、代表取締役社長と社外役員との意見交換会（「社外役員・社長意見交換会」）及び常勤監査役主催による経営幹部との情報交換・学習会（「社外役員情報交換・学習会」）を開催し、摂津工場を見学するなど、当社の事業の理解を深めるため、社外役員間及び社外役員と経営幹部との連携、情報交換を図りました。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

方針

当社グループは、広く社会に信頼される企業として、経営の透明性向上を重要な責務のひとつと考えています。この考えに基づき制定した「ディスクロージャーポリシー」において、すべてのステークホルダーの皆さまに、会社情報の公平かつ適時適正な開示を継続的に行うことを定めております。

「ディスクロージャーポリシー」URL：<https://www.shionogi.com/jp/ja/company/policies/shionogi-disclosure-policy.html>

対話

株主の皆さまとの対話につきましては、フェアディスクロージャーの精神に則って、公平かつ適時適正な情報の開示を行うとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、経営層及びIR担当部署が連携し積極的な取り組みを推進してまいります。

また、経営戦略、株式、IRならびに財務など対話を補助する各部署の連携が密となる体制を整備し、担当役員が統括してまいります。

個別面談以外の対話の取り組みとして、四半期決算を年4回、R&D説明会を年1回開催しています。また、建設的な対話のためのツールのひとつとして、2015年度より統合報告書を作成しています。

企業価値向上のための建設的対話の一環として、フェアディスクロージャールールに留意しながら、アナリスト・機関投資家と代表取締役とのスモールミーティングを定期的に開催しています。

情報管理

当社グループは、「ディスクロージャーポリシー」、「情報管理規則」ならびに「インサイダー取引防止規則」を定め、情報開示におけるインサイダー情報を管理するとともに、情報管理及びインサイダー取引規制に関する役員・従業員への教育・啓発を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	38,091,800	12.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	19,167,800	6.30
住友生命保険相互会社	18,604,000	6.12
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	9,485,000	3.12
BNYM TREATY DTT 15	8,566,744	2.82
日本生命保険相互会社	8,409,142	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	6,955,600	2.28
JP MORGAN CHASE BANK 385632	6,700,605	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5,208,500	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,148,500	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社外取締役
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安藤 圭一	他の会社の出身者													
尾崎 裕	他の会社の出身者													
高槻 史	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

安藤 圭一	<p>安藤氏が2012年4月に取締役を退任した株式会社三井住友銀行と当社との間に銀行取引がありますが、同氏が同社の取締役退任後8年を経過していることから、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれはなく、独立性を阻害するものではないと判断しております。</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>株式会社椿本チエイン 社外取締役 株式会社ダイヘン 社外取締役</p>	<p>取締役会におきまして、重要な経営資源である資産の活用、人材育成の観点から質問・意見を多く出され、また、予算の立案・管理や投資を含めた資本政策などについて、的確なアドバイスをいただいております。</p> <p>また、金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見を有するとともに、企業経営者として、当時、岐路に立たされていた関西の空港運営事業について、国、大阪府・大阪市と非常に難易度の高い調整を適切に取りまとめ、現在の関西経済をけん引する関西エアポート株式会社の礎を築かれた経験・識見等を有されております。</p> <p>このことから、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただくことを期待し、取締役会の決議により引き続き独立役員に選任いたしました。</p>
尾崎 裕	<p>重要な兼職の状況</p> <p>大阪瓦斯株式会社 代表取締役会長 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役</p>	<p>関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織経営に関する豊富な実務経験と幅広い知識を有するとともに、大阪商工会議所の会頭に就かれており、大阪・関西の成長力強化に向け、2017年度から中期計画を策定・推進されております。また、中期計画の中ではライフサイエンス産業の振興に注力されております。</p> <p>このことから、豊富な経験や知識を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視した一段と高い視点で経営判断を行っていただくことを期待し、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。</p>
高槻 史	<p>高槻氏がパートナーである大江橋法律事務所に対し、同事務所が専門的な知見を有する国際企業法務等に関わる個別事案の一部に関して、当社は弁護士報酬を支払ったことがあります。その報酬額は弁護士法人大江橋法律事務所を受取報酬の1%未満であり、同氏がパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で、顧問契約等の経常的な契約関係はありません。</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>大江橋法律事務所 パートナー</p>	<p>国際企業法務に携われてきた弁護士の立場で、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行っていただくことを期待し、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役

補足説明 更新

なお、指名諮問委員会の委員の「その他1名」は、社外監査役であり、報酬諮問委員会の委員の「その他1名」は、常勤監査役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	7名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査計画を立案し、監査役及び会計監査人の監査実施状況について相互に報告を行うとともに、その具体的内容について意見交換を実施する等の対応を行っております。

監査役は内部統制部から内部監査の内容について定期的(毎月)に報告を受けるとともに、意見交換を実施する等の対応を行っております。また、内部統制上の問題点等については、迅速に対応するため内部統制部が協力して調査等を行う体制を構築しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤原 崇起	他の会社の出身者													
藤沼 亜起	公認会計士													
奥原 主一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 崇起		<p>重要な兼職の状況</p> <p>阪神電気鉄道株式会社 代表取締役・取締役会長</p> <p>山陽電気鉄道株式会社 社外取締役</p>	<p>取締役会・監査役会におきまして、阪急阪神ホールディングス株式会社取締役及び阪急阪神ホールディングスのグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見に基づき、主にコンプライアンスや人事労務についての確かなアドバイスをいただき、取締役の職務の執行状況について幅広い見地から適切に提言いただいております。</p> <p>このことから、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、社外監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行について、適切に提言いただくことを期待し、取締役会の決議により、独立役員に選任いたしました。</p>

藤沼 亜起	<p>重要な兼職の状況</p> <p>千葉学園 監事</p>	<p>財務・会計の高度な専門性を有し、日本公認会計士協会会長、相談役の要職及び数多くの公職にも就かれるとともに、社外取締役、社外監査役としても豊富な経験や幅広い識見を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの公認会計士としての豊富な実務経験を踏まえ、財務・会計の視点でより質の高い当社の監査を行っていただくと判断しております。</p> <p>このことから、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、社外監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行の妥当性について、適切に提言いただくことを期待し、取締役会の決議により、独立役員に選任いたしました。</p>
奥原 圭一	<p>重要な兼職の状況</p> <p>日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長</p>	<p>公認会計士の資格を有し、財務・会計の高度な専門性を有しております。また、昨今同業又は異業種との提携が重要視されている社会環境の中において、日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役としての経験などから変化の激しいビジネス環境に応じた監査を行っていただくと判断しております。</p> <p>このことから、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、社外監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行の妥当性について、適切に提言いただくことを期待し、取締役会の決議により、独立役員に選任いたしました。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立社外役員の選任にあたっては、金融商品取引所の定める独立性基準とともに、その役割・責務を果たしていただくために当社が定めた「要件」及び「独立性判断基準」に基づき、候補者を決定しております。

要件

- 1.経営に関する経験や専門的知識に基づく優れた識見や能力を備え、それらを適切に発揮できる
- 2.社外役員としての役割をわきまえ、時機を失することなく当社経営陣に忌憚のない意見・提言ができる
- 3.当社経営陣のみならずステークホルダーの皆さまに真摯に受け止められる人格を有する
- 4.一般株主と利益相反のおそれがなく、当社と社外役員個人との間に利害関係がない

独立性判断基準

- 1.当社グループの大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者もしくは上位10名）、もしくは当社グループが大株主（総議決権の10%以上を保有する会社もしくは上位10名の会社）の取締役・監査役・執行役員又は社員でないこと
- 2.当社グループの主要な取引先（取引における支払額又は受取額が相互の連結売上高の1%以上）の取締役・監査役・執行役員又は社員でないこと
- 3.当社グループから取締役・監査役報酬以外に、本人が、年間1,000万円以上かつ本人が所属する法人・機関等の売上高の1%以上の報酬を受け取っていないこと
- 4.当社グループから年間1,000万円以上の寄附を受けている法人・団体等に属していないこと
- 5.当社グループの社外取締役の在任期間が10年を超えていないこと
- 6.当社グループの社外監査役の在任期間が12年(3期)を超えていないこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他
--	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与及び2018年6月20日開催の第153回定時株主総会において当社の中長期の業績との連動性を一層高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、現行株式報酬型ストックオプションに代えて譲渡制限付株式報酬を新たに導入することが決議されました。また、報酬総額を7億5千万円以内とすることも決議されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。

なお、譲渡制限付株式の付与のために発行または処分される当社の普通株式の総数は年75,000株以内です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2019年度における取締役及び監査役に対する報酬等の額は、取締役7名に対し412百万円(うち社外取締役4名 51百万円)、監査役6名に対し117百万円(うち社外監査役 4名51百万円)です。
2019年度において連結報酬等の総額が1億円以上である役員は以下の2名です。

氏名:塩野 元三

役員区分:代表取締役会長

会社区分:塩野義製薬株式会社

連結報酬等の総額(百万円) 114

報酬等の種類別の総額(百万円)

- 基本報酬72
- 賞与4
- 譲渡制限付株式報酬中期業績連動型17
- 譲渡制限付株式報酬長期型21

氏名:手代木 功

役員区分:代表取締役社長

会社区分:塩野義製薬株式会社

連結報酬等の総額(百万円) 160

報酬等の種類別の総額(百万円)

- 基本報酬84
- 賞与30
- 譲渡制限付株式報酬中期業績連動型22
- 譲渡制限付株式報酬長期型24

(注)取締役に対する報酬等の額には、2019年度に係る取締役賞与51百万円(社外取締役4名を支給対象から除く。)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

方針

取締役の職務執行が、持続的かつ中長期的な企業価値の最大化につながる報酬体系とし、業績に対する報酬として妥当な水準とするだけでなく、優秀な人材を確保でき、株主をはじめとする様々なステークホルダーの皆さまに対して説明責任を果たすことができる報酬水準といたします。

算定方法

取締役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲(2018年6月20日開催の第153回定時株主総会において取締役の報酬額は7億5千万円以内と決議されています)内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与及び2018年度から導入された譲渡制限付株式報酬(中期業績連動型、長期型)で構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。

基本報酬については経営環境や世間動向を勘案した上で各取締役の職位や役割に応じて決定しております。賞与については、当年度の業績指標であるコアビジネス営業利益(ロイヤリティ収入等を除いた営業利益)と連結当期純利益についての予算達成状況、当年度の定性的な業績の評価を指標として決定しております。なお、定性的な業績の評価については、前年度からの成長性(売上高、経常利益、成長に向けた戦略的な投資の有無)、効率性(売上高営業利益率、キャッシュ・フローの状況、自己資本利益率(ROE)、投下資本利益率(ROIC)、キャッシュコンバージョンサイクル(CCC))、株主還元(株価)、社会性(コンプライアンスの遵守状況、ESG(E: Environment 環境、S: Social 社会、G: Governance 企業統治)改善計画達成度)などについて総合的に判断しております。

株式報酬については、2018年6月20日開催の第153回定時株主総会における決議により、取締役(社外取締役を除く)を対象として、ストックオプションに代わる新たな株式報酬制度を導入しており、在籍を要件とする長期型株式報酬制度と業績に連動する中期業績連動型株式報酬の二本立てとしております。長期型株式報酬制度は、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定しております。譲渡制限付株式を毎年同数付与し、役員退任時または退職時に譲渡制限が解除されます。

中期業績連動型株式報酬制度は、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定しております。譲渡制限付株式を毎年同数付与し、SGS2020の最終年度終了時に3回付与分に対して一括して業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合(100%~0%)を決定します。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給します。業績評価については、SGS2020の目標としてROE、コアビジネス指標として新製品売上高およびコアビジネス営業利益、株主還元指標として同業他社を含めた13社中の株主総利回り(TSR: Total Shareholders Return)順位(相対TSR)を用い、さらにコンプライアンスを含めたESG面を考慮の上、総合的な評価を報酬諮問委員会にて審議したのち、取締役会にて決定します。

監査役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲(2019年6月18日開催の第154回定時株主総会において監査役の報酬額は1億7千万円以内と決議されています)内において、毎月定額で支給する基本報酬に一本化しております

手続

役員の報酬については社外取締役を委員長とし、社外取締役3名、社内取締役1名および監査役1名で構成される報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会においては、固定報酬である基本報酬ならびに業績連動報酬である賞与および譲渡制限付株式報酬について審議し、取締役会へ答申しております。取締役会はその答申を受け、決議しております。なお、個人別の評価については代表取締役に一任されておりますが、その評価の考え方については報酬諮問委員会並びに取締役会にて確認しております。

今後の方針

当社は、取締役に對し、報酬と中長期的な業績との連動性を一層高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、今後も当社に適合した株式報酬制度のあり方を検討してまいります。2013年度に約75%を占めていた基本報酬の割合が昨年度は50%を切るまで低下しております。基本報酬の割合を約40%を目指すことを目指して報酬制度を整備しておりますが、今年度は、業績指標の未達により前年度比で業績報酬が減少したことから、基本報酬の割合は、5割を超えております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会議案に係る重要事項のうち、社外役員に事前の資料配付や内容説明が必要と判断したときは、社外取締役に對しては担当者(秘書室長、総務部長等)が、社外監査役に對しては常勤監査役が、直接面談するなど適切に情報伝達しております。

また、重要会議における議事、会計監査人、内部統制部との連携、代表取締役との意見交換などで得られた情報は、各監査役間で共有しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
塩野 元三	特別顧問	1. 現経営陣からの求めがある場合のみ、これまでの経験や見識を生かしたアドバイスを経営陣に提供する。なお、取締役会資料等経営に関わる情報へのアクセス権限はなく、経営判断には一切関与しない 2. これまでに構築してきた人脈を現経営陣に引き継ぎ、現経営陣による安定的経営及び更なる成長に貢献する 3. シオノギの基本方針の浸透活動に対する支援・助言を行う 4. 役員退任前に就任した社外の要職について、会社または就任先からの要請に応じて任務にあたる	非常勤、報酬有	2020/06/23	1年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項 更新

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、適正な経営判断に基づく業務執行を推進するために、監査役による監査機能、内部統制部によるモニタリング機能等を充実しその連携を図ることにより経営監視体制が円滑に機能することから、監査役会設置会社を選択しており、中長期的な経営計画に基づき経営判断を行う「取締役会」、迅速かつ機動的な意思決定により業務を遂行する執行役員を中心とする「業務執行体制」により経営と業務執行を分離しており、それらの経営監督及び業務執行を監査する監査役会ならびに会計監査人による「監査体制」が、それぞれ独立した立場でその役割・責務を果たす体制としております。

取締役会

この体制の強化を目的として、取締役の業務執行に対する監督機能の一層の充実を図り、社外の視点からも透明性・公平性の高い経営を進めるため、2009年度に初めて社外取締役2名を選任し、2012年度以降においては社外取締役を3名選任しております。さらに2020年度からは一層の経営強化及び多様性(ダイバーシティ)の推進を図るため、取締役5名(うち女性2名)の体制といたしました。取締役5名のうち半数以上の社外取締役の選任により、より公正かつ効率的な経営を進めるための体制を維持し、社外取締役3名は、何れも、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、透明性の高い経営に貢献しております。

公正な見地から当社の経営判断に臨み、取締役としての人材の適性、経営に及ぼす影響、職務や対価の妥当性等について多角的に検証するため、取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会(社外取締役3名、社内取締役1名、社外監査役1名により構成)と報酬諮問委員会(社外取締役3名、社内取締役1名、常勤監査役1名により構成)を設置し、社外取締役が各々の委員長に就任しています。

業務執行体制

当社は、激変する事業環境にタイムリーに対応し、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため、執行役員制度を導入しております。職務の執行を審議する機関として、取締役、常勤監査役及び業務執行の責任者にて構成される経営会議を設け、原則毎週開催しております。経営会議では職務

の執行に関する案件から経営の重要事項にわたって審議を尽くしております。取締役会は、原則月1回開催し、経営に影響を及ぼす重要事項の意思決定を行うとともに、業務の執行の監督を行っております。

業務の執行は、研究開発に携わる医薬研究本部、医薬開発本部、生産技術の開発に携わるCMC研究本部、医薬品の情報伝達を行う医薬事業本部、2020年度からは、ヘルスケアに係る情報の収集分析を行い、企業価値の最大化を図るヘルスケア戦略本部、海外事業展開を戦略的に推進する海外事業本部、業務執行に関する意思決定を行うための審議機関である経営・製品戦略会議を運営・統括する経営戦略本部及び人、組織、法規制の側面から企業活動を支援する経営支援本部の8本部と、製造販売品目の品質保証等を担当する信頼性保証統括からなる業務執行体制を構築しております。

監査体制

取締役及び各組織が実施する業務の適法性、妥当性を確保するため、監査役及び内部監査機能である内部統制部が必要に応じて職務の執行状況の監査を実施し、代表取締役との意見交換を通じて、必要な措置を講じる体制を構築しております。

また、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した指定社員たる公認会計士は、林由佳、神前泰洋です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、適正な経営判断に基づく業務執行を推進し、監査役による監査機能、内部統制部によるモニタリング機能等の充実を図ることにより、経営監視体制が円滑に機能することから監査役会設置会社を選択しています。コーポレート・ガバナンス体制は、経営と業務執行の分離を図り、中長期的な経営計画に基づき経営判断を行う取締役と業務執行を推進する執行役員が中心となり、迅速かつ機動的な意思決定により業務を遂行しており、取締役の半数以上を社外取締役とするとともに、監査役も半数以上を社外監査役とするなど監査機能を高め、経営監視の強化を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会期日の3週間以前に発送することを基本としております。 招集通知発送:2020年6月2日 Web開示:2020年5月25日
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様が株主総会にご出席いただけるように、集中日を回避して株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2009年6月開催の第144回定時株主総会に係る議決権行使より、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年6月開催の第144回定時株主総会に係る議決権行使より、議決権電子行使プラットフォームに参加し、その利用を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、当社のホームページに掲載いたしております。
その他	招集通知を発送前に当社ホームページに開示し、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2012年1月1日付にてディスクロージャーポリシーを明文化し、当社のホームページに和文・英文で掲載する方法で、フェアディスクロージャー対応を公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を半期に1回(本決算、第2四半期決算発表直後)、R&D説明会を年1回実施しています。アナリスト・機関投資家100名弱が参加され、代表取締役社長を中心に取締役副社長、上席執行役員及び経理財務部長が必要に応じ出席し説明を行っています。なお、第1及び第3四半期決算では上席執行役員ならびに経理財務部長及び広報部長が、テレフォン・カンファレンスをアナリスト・機関投資家向けに実施しています。さらに、フェアディスクロージャールールに留意しながら、アナリスト・機関投資家とのスモールミーティングを定期的開催しています。また、アナリスト・機関投資家との個別面談にも適宜対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内向け説明会の様子について、英訳した音声または原稿をホームページ上でタイムリーに公開しています。また、年数回の頻度で北米、欧州、アジアを訪問し、機関投資家と企業価値向上に向けた建設的な対話を実施するとともに、国内外で開催される証券会社主催のカンファレンスに参加し、情報提供に努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報として、決算情報、ニュースリリース、有価証券報告書(四半期報告書)、Shionogi Business Report、説明会資料、統合報告書、開発品一覧、その他非財務情報等を掲載しています。主なIR資料は和文と共に英文も同時に開示しております。 日本語の投資家情報サイト: https://www.shionogi.com/jp/ja/investors.html 英語の投資家情報サイト: https://www.shionogi.com/global/en/investors.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社グループは、経営理念である「シオノギの基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品を継続的に創製、開発、供給するとともに、その適正使用の推進を通じて世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することを社会的使命と認識しています。日常の事業活動に懸命に取り組むことで、すべてのステークホルダーに貢献できるよう努めております。その過程においては、「企業は誰のためのものか」を常に問いかけ、株主、顧客、社会、従業員の4つのステークホルダーに対して最適なバランスをもって接し続けていくことが大切であると考えています。こうした精神を踏まえて、行動指針として「シオノギの行動方針」及び「シオノギ行動憲章」を制定するとともに、コンプライアンスに関する規範として「シオノギグループコンプライアンスポリシー」を定め、すべての役員、従業員がその実践を誓約しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループは、経営理念である「シオノギの基本方針」に基づき、創薬型製薬企業として社会とともに成長し続けるというビジョンを具現化すべく、革新的な新薬を創出し社会課題の解決に努めながら、経済、社会、環境等に対し企業責任を果たすための活動を推進しております。

【EHS推進活動】

人々の健康の維持増進と快適な生活に貢献する製薬企業・企業市民として、地球環境の保護、汚染の予防と安全衛生の確保が責務であると認識し、「シオノギグループEHSポリシー」を策定し、それに基づく下記の項目からなる「シオノギグループEHS行動目標」を策定し、サプライチェーンも含めたあらゆる企業活動において取り組んでいます。

- 省エネ、地球温暖化対策を推進する
- 省資源・廃棄物対策を推進する
- 化学物質を適正に管理する
- EHSマネジメントシステムを構築する
- 健全な水循環の保護に取り組む
- 生物多様性の保全に貢献する
- 休業災害ゼロに取り組む
- サプライチェーンへ展開する
- 健康経営を推進する

【CSR活動】

前中期経営計画SGS2020の方針のもと活動を進めてまいりましたが、さらに進化させるべく、2020年4月にヘルスケア戦略本部を設立し、より患者さまやご家族の困り事に対するソリューションを提供し、強みである治療薬をコアに多様なアプローチで疾患全体をケアするべく以下のようなCSR活動を展開してまいります。

- i) こどもの未来を支援する取り組み：発達障がいの支援に関わる関係者（自治体、NPO、大学等）とともに発達障がいの理解向上、早期発見・早期支援、ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現に向けた活動
- ii) 適正使用の推進：行政、医療者、NGO等と連携し、医療用麻薬の適切な使用や管理、感染症予防や薬剤耐性（AMR）に対する啓発・教育のためのセミナーの実施やWebコンテンツの普及

また社会課題である国の経済状況やご本人の障害に影響されない医療アクセスを提供すべく、以下のような取り組みを推進しています。

- i) 障がい者の服薬バリアの排除に向けた取り組み：障がいを持つ方々が服薬指導を受ける際の医療関係者との間のコミュニケーションバリアをなくす活動
- ii) 中低所得国での母子保健への貢献：会社及び従業員からの寄附によるケニアでの妊産婦・新生児・乳幼児の死亡率低減及び健康状態の改善に向けた活動

上記に加えて、公益財団法人を通じての研究助成、従業員と労働組合とが共同で設置した「社会貢献支援会」による被災地への義援金拠出等の支援を行っています。

詳細は2019年統合報告書

(https://www.shionogi.com/content/dam/shionogi/jp/investors/ir-library/annual-report-integrated-report/pdf/ir2019_all_j.pdf)をご参照ください。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

情報開示に関しましては、「Vその他、2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に記載のとおり、適時適切な情報開示に対応するための体制及び方針（ディスクロージャーポリシー）を定めております。

その他

多様性（ダイバーシティ）の推進を図るため、2020年度より女性の取締役を2名に増員しております。また、業務執行を担う執行役員に外国人1名を登用しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下の通りであり、当該方針に則り、内部統制システムの整備し、運用しております。

「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」

当社は、役員・従業員が、経営理念であり価値観である「シオノギの基本方針」を共有し、コンプライアンスを遵守して職務を遂行することにより、透明で誠実な経営を推進してまいります。

この職務の遂行の実効性を高めていくことを目的として、以下に示すとおり業務の適正を確保するための体制を整備・運用いたします。

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に則り適切な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

最良のコーポレート・ガバナンスを実現させるために制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」を実践することで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

取締役は、他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

適正なコーポレート・ガバナンス体制を確立するため社外取締役を導入し、株主をはじめとする社外からの客観的な視点も踏まえた大局的な判断を行う。

社外取締役は、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、透明性の高い経営に貢献する。

取締役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、それらの有効性について適切に評価・報告を行う。

監査役は、取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力する。

会社の経営理念として定めた「シオノギの基本方針」「シオノギの行動方針」や役員・従業員の行動のあり方を定めた「シオノギ行動憲章」の徹底を図るとともに、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会においては、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を策定し推進する。

反社会的勢力に対しては、「シオノギ行動憲章」に基づき、これらに付け入る隙を与えず常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報セキュリティ体制を整備し電磁的記録、電子署名等への対応を図るとともに取締役会議事録、経営会議議事録、コンプライアンス委員会議事録、代表取締役を決議者とする稟議書等は、保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「シオノギグループ リスクマネジメントポリシー」に則り、事業継続計画を含む総合的な危機管理体制を構築・整備し、その推進を図る。

各組織において、内在するリスク要因を認識し、それぞれのリスクの程度に応じた対応策を講じることにより、リスクの回避、低減措置を図る。特に、経営に影響を及ぼすような重要なリスクに対しては経営会議等でリスク対応について協議し、対応方針に基づいて主管の各組織が、関連部門と協働して必要な対策を実施する。

また、緊急性を要する災害、事故、企業不祥事等のリスクについては、「危機管理規則」を制定し、この規則に基づき「災害対策要綱」「パンデミック対策要綱」「企業不祥事対策要綱」を定め、人命を尊重し地域社会への配慮、貢献、企業価値毀損の抑制を主眼とした危機管理を推進する。

「シオノギグループ EHS ポリシー」に則り、地球環境の保護及び汚染の予防、ともに働くすべての人々と地域社会の安全衛生の確保に配慮した事業活動を推進し、安心できる職場づくりと豊かな社会の実現に貢献する。

内部統制部(内部監査部門)は、社内の様々なリスク管理について、独立した立場で検証する。

EHS: Environment, Health and Safety(環境並びに安全衛生)

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、経営の執行、監督の役割を明確にするとともに、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため執行役員制度を導入している。職務の執行に関する重要事項については、定期的(毎週)に開催される経営会議において十分に議論し、その審議をふまえて取締役会において意思決定を行う。

取締役会の決議及び経営会議の審議事項は、業務執行を担う関係部門の組織長等に速やかに伝達され、職務権限規則、業務分掌規則に則り、業務執行の手続きを行う。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を中心とし、「シオノギグループ コンプライアンスポリシー」に則り、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を推進する。

コンプライアンス委員会の事務局を総務部に置き、コンプライアンス教育、ハラスメント教育などを行うとともに、各業務執行部門におけるコンプライアンス及びハラスメントなどに対するリスク管理を支援する。

また、内部統制システムの実効性を検証するため、内部統制部による内部監査を充実させ、モニタリングを強化するとともに、内部通報制度並びに相談窓口を十分に活用し、不祥事の未然防止、早期発見及び再発防止に努める。

6) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、当社の基本方針、行動方針の周知を行う。

取締役は、グループ会社から業務の執行状況について報告を受け、当社の基本方針、行動方針、経営計画等の実現に向け、「シオノギグループ会社管理規則」に基づきグループ会社を適切に管理し、育成する。

グループ各社においては、上記に準拠した事業運営を行うことにより、適正かつ効率的に業務を推進する。

グループ各社の業務執行については、医薬研究本部、医薬事業本部等の事業部門並びに総務部、経理財務部等の管理部門が適正な事業運営の管理・支援を行い、総務部が統括管理部門として全体管理を行う。

また、内部統制部がグループ各社の業務の適正性、有効性を確認するために、適宜調査を行い、さらに、経理財務部及び内部統制部がグループ各社の監査等を行う。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置する。

監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合は、取締役からの独立性を確保した体制とする。
監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に服する旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効に関わる情報を適時に入手できる体制を構築する。

監査役会は、取締役・業務執行責任者等に業務執行の状況について、直接報告を求めることができる。

なお、取締役あるいは執行責任者は、当社もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為や重大な不当行為等が判明した場合は、書面もしくは口頭にて速やかに監査役に報告する。

監査役への報告を行った当社及びグループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保証する。

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施及び助言・勧告を行うにあたって、会計監査人や内部統制部との連携を図るとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち意見を交換することにより、監査の実効性を高める。

また、監査役は、グループ全体の監査の実効性を確保することを目的として「グループ会社監査連絡会」を定期的開催し、各グループ会社のイシュー・リスクに関する意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会の秩序を乱し市民や従業員の安全を脅かすだけでなく取引等により企業価値を損ねる反社会的勢力と対峙し、人事部、総務部及び法務部が中心となり関係遮断のための取り組みを推進します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりませんが、当社の株式が公開買付された場合は、取締役会として公正な判断を行い、その考え方を株主の皆さまに明確に説明してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について

当社においては、重要な案件(決算情報やR&Dの進捗状況等、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実)は、経営会議での審議に付され、また案件によって取締役会での承認を得ることになっています。

これらの情報、及び社内の各部門及び子会社から伝達される緊急性を有する情報等の開示手続きについては、

- 1) 財務情報に関しては、情報開示責任者である経理財務担当取締役、広報担当取締役、経理財務部長及び広報部長
 - 2) 非財務情報に関しては、情報開示責任者である広報担当取締役、開示情報に関連する業務執行責任者及び広報部長
- により、会社情報としての開示の必要性及び開示時期を判断し、適時適切な対応を行っております。

当社は今後とも、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を図るために、開示する情報の範囲、内容が妥当であり、かつ開示時期が適切であるように努めるとともに、開示手続きを円滑に進めるための上記の社内体制及び開示方針である「ディスクロージャーポリシー」について維持・改善が図られるように、継続して必要な見直しを行ってまいります。

以上

株主総会

